

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
九州美容専門学校	昭和60年8月29日	加藤 稔子	〒860-0848 熊本県熊本市中央区南坪井町10-28 (電話) 03-6734-2939																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
9be学園	平成24年2月13日	加藤 稔子	〒860-0848 熊本県熊本市中央区南坪井町10-2 (電話) 03-6734-2939																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士 高度専門士																				
衛生	衛生専門専門課程	美容科 (トップスタイリストコース・メイクネイルコース プライダスタイリストコース・アイラッシュデザイナーコース)	平成25年文部科学省 告示第2号 無																				
学科の目的	本校は、学校教育法及び美容師法に基づき、美容師として必要な知識及び技能を習得させるとともに、社会人としての教養と近代的な感覚を会得させ、公衆衛生の向上に寄与できる美容師の養成を目的とする。																						
認定年月日	平成28年2月19日																						
修業年限	昼夜	講義	演習																				
2年	全課程の修了に必要な履修授業時数又は総単位数	510時間	0																				
	昼間	2,010時間	1,500時間																				
実習	0	0	0																				
実験	0	0	0																				
実技	0	0	0																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内数)	専任教員数																				
240人	224人	0	12人																				
			兼任教員数																				
			7人																				
			総教員数																				
			19人																				
学期制度	■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日	成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う																				
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏季:7月25日～8月31日 ■冬季:12月25日～1月7日 ■学年末:3月31日	卒業・進級条件	学則で定める必要な時間数を履修していること。教科科目の区分ごとに、その教科科目の3分の2(実習を伴う教科科目は5分の4)以上出席していること。教科科目の区分ごとの試験が必修科目60点以上、選択必修科目60点以上であること。																				
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 本人、保護者と面談をして対応	課外活動	■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 無																				
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成28年度卒業生) 美容業界・美容室・ネイルサロン・アイラッシュサロン ■就職指導内容 就職担当教員との個別面談 ■卒業生数: 105人 ■就職希望者数: 96人 ■就職者数: 96人 ■就職率: 100% ■卒業者に占める就職者の割合: 92% ■その他 ・進学者数: 0人 (令和4年度卒業生に関する 令和5年5月1日時点の情報)	主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業生に関する令和5年5月1日時点の情報)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美容師国家資格</td> <td>②</td> <td>104人</td> <td>91人</td> </tr> <tr> <td>ヘアカリスト検定</td> <td>③</td> <td>104人</td> <td>104人</td> </tr> <tr> <td>着付け 初中伝</td> <td>③</td> <td>55人</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td>ジェルネイル初級</td> <td>③</td> <td>31人</td> <td>31人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等</p>	資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	美容師国家資格	②	104人	91人	ヘアカリスト検定	③	104人	104人	着付け 初中伝	③	55人	55人	ジェルネイル初級	③	31人	31人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																				
美容師国家資格	②	104人	91人																				
ヘアカリスト検定	③	104人	104人																				
着付け 初中伝	③	55人	55人																				
ジェルネイル初級	③	31人	31人																				
中途退学の現状	■中途退学者 5名 令和3年4月1日時点において、在学者141名 令和4年3月31日時点において、在学者132名 ■中途退学の主な理由 学校生活への不適合・進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 日頃からの気配りや声掛けなどの強化、早めの個別面談等	■中退率 6%																					
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 待待生制度(指定校推薦入試及び推薦入試において出願資格を設け、それによる特典がある) 一人暮らし応援制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																						
当該学科のホームページURL	www.9be.jp																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。
(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。
(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、資金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進路状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

厚生労働省が示した指針に従って実践的力量的の向上を目指し、二年間の就学期間を通して、社会に貢献・活躍できる美容師の育成を目指す。美容師の育成については、基礎的基本的技能の習得と合わせて、より今日的なニーズに応じる技能の習得が必要であることから企業の連携は必要である。また、企業との連携による指導内容や指導方法を具体的な教育課程の編成に反映させることが重要である。具体的な連携の内容は以下のようにする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会構成員は企業関係者等の外部役員と九州美容専門学校(以下「本校」という。)の内部役員から成るものとし、互いの意見交換を十分に生かし、よりよい教育課程の編成を協力して行うものと位置付けている。

教育課程編成委員会はカリキュラム作成に向けた情報交換を重視し、美容師に求められている資質や能力をより明確にし、目指す生徒を育成するために必要な指導内容・指導方法を教育課程に位置づけるための検討・協議を行うこととする。その際学校や連携企業はそれぞれが持っている情報提供を行うこととし、これらを工夫改善の材料とする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年6月1日現在

名前	所属	任期	種別
竹内 亜沙子	一般財団法人 国際美容協会	令和6年2月24日～令和8年2月23日(2年)	①
香取 薫子	株式会社 スクエア	令和6年2月24日～令和8年2月23日(2年)	③
西岡 樹志	株式会社 ダリア 熊本営業所	令和6年2月24日～令和8年2月23日(2年)	③
加藤 稔子	九州美容専門学校(校長)	令和6年2月24日～令和8年2月23日(2年)	
長谷 美佳	九州美容専門学校(教頭)	令和6年2月24日～令和8年2月23日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、2月)

(開催日時(実績))

第13回 令和2年9月29日 10:00～11:00

第14回 令和3年2月26日 10:00～11:00

第15回 令和3年11月17日 10:00～11:00

第16回 令和4年2月25日 10:00～11:00

第17回 令和4年7月14日 10:00～11:00

第18回 令和5年2月24日 10:00～11:00

第19回 令和5年8月18日 10:00～11:00

第20回 令和6年2月5日 10:00～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
 教育課程編成委員会の開催は、本年度で10回目となった。本校に対する理解も深まり、今の学生に何が必要であるかを精査しカリキュラムに反映することが課題であると学校・委員共に認識を深めた。
 ○美容師に教えてもらうシャンプー授業
 就職した後のアシスタントの仕事として重要なシャンプーを美容師から教えてもらう授業を開催した。美容師と学生でシャンプー技術とは何かについての話し合いを行い現場でのお客様の声や様子の聞き取りを行った。実際にシャンプーをしてもらい、その手際の良さと心地よさに学生は驚いていた。手順よりも心のこもった技術が大切であることを身をもって体験できた。
 ○産学連携のさらなる強化
 現在、連携している企業との関係をより深め、職業教育のみならず、社会人としての心構え・心掛け等の心の教育にも取り組むべきであるとの意見をいただいた。
 最新の技術の中にあるお客様への配慮等を指導の中で教授いただくようお願いしてゆきたい。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

サロン現場での顧客のニーズに合わせた技術を学び、即戦力となる社会人の早期育成を行うことを目的として、変化の激しい業界で対応できる人材の育成を目指している。現場や先輩美容師とのかかわりあいを通して、高い職業意識の醸成を図る。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実務実習としてインターンシップを行い、学生がスタッフとして補助的作業等の現場体験をし、企業には受け入れと評価を行ってもらう。出勤してから終業までの1連の流れを体験しながら、自分のできることややってみたいことを思い描き、学校に帰ってからの授業に生かし、就職活動へと結びつけてゆく。学生は、研修レポートに参加前の目標、毎日の振り返り、明日の目標を書き込み、学校担当者のアドバイスを受けながら、実習期間を爽りのあるものへと活動する。企業は、指導内容の報告や勤務態度などの評価を行い、学校に提出する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容実習	インターンシップという業界経験を通して、美容師の仕事を理解することにより、自分の将来の美容師像を明確化、就業意識の醸成を図る。	(有)ニフティ (有)レクリア アオゾラヘアー (有)ビューティ岡村 グランツ モリオフロムロンドン シヤルル ルノン (有)東京ベルフィ グラマー ビハインドザカーテン コパイン ユナイテッドピープル グラマー
カラー	サロン現場でのヘアカラーの技術を体験することにより安心安全な知識・高度な技術を身に付けさせ、美容サロンで即戦力となる人材の育成を図る。	JHCA日本ヘアカラー協会 九州南ブロック 加入サロン9社

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
 教育研修規定により、推薦学科における実践的職業教育の内容充実を目的として、その任に当たる教員の業界における専門知識の向上及び教育者としての資質の向上を目的とする。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「コミュニケーションセミナー」(連携企業等:税理士法人さくら優和パートナーズ)
期間:R3年6月23日 対象:対象学科の教員2名
内容:コミュニケーション理論に基づく、若年層への伝わりやすいコミュニケーションの取り方①

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「コミュニケーションセミナー」(連携企業等:国家資格キャリアコンサルタント全米NLP協会認定トレーナー)
期間:R3年6月25日 対象:対象学科の教員2名
内容:コミュニケーション理論に基づく、若年層への伝わりやすいコミュニケーションの取り方②

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「美容師養成施設教員研修 美容技術理論」(連携企業等:公益財団法人日本理容美容教育センター)
期間:R4年2月24日 ~3月11日 対象:対象学科の教員1名
内容:美容技術習得のための理論の理解と実践・授業構築について。

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「JHCAシングルスター認定講師研修会」(連携企業等:財団法人JHCA研修センター)
期間:R4年7月26日 対象:教職員3名
内容:美容師国家試験に関する審査基準、変更店などの研修

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「JHCAオンラインセミナー研修」(連携企業等:財団法人JHCA研修センター)
期間:R4年9月27日 対象:教職員2名
内容:美容師国家試験に関する審査基準、変更店などの研修

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「美容師養成施設教員研修 衛生管理」(連携企業等:公益財団法人日本理容美容教育センター)
期間:R4年7月21日 ~8月9日 対象:対象学科の教員1名
内容:美容業における衛生管理について

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「教職員研修会」(連携企業等:専門学校各種学校連合会)
期間:R4年9月29日 対象:対象学科の教員1名
内容:専門学校をめぐる最近の動向について。改正ハラスメント防止法に関する規定の整備とその運用方法について。

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「国家試験主任者研修」(連携企業等:公益財団法人日本理容美容教育センター)
期間:R4年9月26日 ~9月27日 対象:対象学科の教員1名
内容:主任になるための研修

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修規定に基づいて教員の専門性の向上を図るために必要な研修を実施する。研修は基礎理論の強化を図る研修、技術や技能の向上を図る演習の両者がバランスよく定着できるように意図的・計画的な実施を図る。

特に本校は、各種協会の認定校であることから、各協会と提携し認定講師としての力量を備えることは必要不可欠であり、最新情報取得のための講義を受講させることとする。詳細な研修計画は別添資料として添付する。

(指導力の習得・向上のための研修内容を含む場合がある)

- ・トップスタイリストコース担当・1年カラー担当教員・・・JHCAヘアカリスト トリプルスター取得講習・検定・・・10日
- ・全教職員・・・学内認定福祉理美容師養成講座・・・3日
- ・メイクネイルコース担当教員・・・メイクアップ認定講師研修会・・・2日
- ・メイクネイルコース・ブライダルスタイリストコース担当教員・・・ウエディングメイク講習会・・・3日
- ・美容技術指導教員・・・国家試験主任指導員による技術指導・・・7月・1月 各1日
- ・国家試験試験員・・・国家試験事前研修会・・・7月・1月 各1日

② 指導力の習得・向上のための研修等

研修規定に基づいて指導力向上をめざして自己研鑽を積むことは、教員にとって大切な営みである。その中で、近年、生徒の多様な現状に対応するために、専門的な知識のみならず、指導力を身につけることが求められている。

教員をめぐる状況が大きく変化していることを踏まえ、多種多様な研修を受けられるように意図的・計画的な実施を図る。

(専攻分野における実務に関する研修内容を含む場合がある)

- ・管理職・・・専各連 九州ブロック協議会・・・2日
- ・教職員・・・専各連 教職員研修会・・・1日
- ・管理職・・・専各連 管理職研修会・・・1日
- ・教職員・・・九州地区理容師美容師養成施設教職員研修会・・・2日
- ・教職員・・・公益財団法人 地方経済総合研究所による研修・・・1日

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育課程編成委員会において、その都度業界における必要な人材育成のために、研修や研究を導入していく。時代に合った資格や検定の取得、業界最先端の情報にも目を向け、専門知識の向上及び教育者としての資質の向上を目的とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目的
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	教育成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受入れ募集	学生募集と受け入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

教育課程編成会議において、その都度業界における必要な人材育成のために、研修や研究を導入していく。時代に合った資格や検定の取得、業界最先端の情報にも目を向け、専門知識の向上及び教育者としての資質の向上を目的とする。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年6月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
草野 宏隆	税理士法人 K・T・Two	令和4年8月1日～令和6年7月31日(2年)	1
竹内 亜沙子	一般財団法人 国際美容協会	令和4年8月1日～令和6年7月31日(2年)	1
香取 薫子	株式会社 スクエア	令和4年8月1日～令和6年7月31日(2年)	3
西岡 樹志	株式会社 ダリア 熊本営業所	令和4年8月1日～令和6年7月31日(2年)	3

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:

公表時期:2020年10月1日～

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

九州美容専門学校は、大正14年に創立し以来99年、美容師養成施設として4万余名の卒業生を輩出してきた学校であり、歴史と伝統ある「職業教育機関」として地域社会や産業界からも支持されている。
 今後は、これまでの基盤の強化を図りながら、職業教育やキャリア教育等のさらなる整備・充実を行い、時代の要請に応じた美容を通じた職業教育機関として社会的な責務を果たす所存である。
 学校を地域社会に開き、地位社会の意見や要望を真摯に受け入れ、常に向上する学校になりうるため、教育の質の保証・向上をめざして情報公開を行うものである。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校名・校長名・所在地(2)本校の沿革(3)教育目標(4)教育指導計画
(2)各学科等の教育	(1)本校の特色(2)教育課程及び年間授業時間数
(3)教職員	(1)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(1)方針(2)進路指導年間計画(3)進路指導組織(4)平成27年年度卒業生及び進路状況
(5)様々な教育活動・教育環境	(1)美容師国家試験対策(2)各種資格取得実績(3)美容関連各種大会参加
(6)学生の生活支援	(1)日常支援
(7)学生納付金・修学支援	(1)令和4年度生徒納付金 (2)就学支援
(8)学校の財務	(1)独立監査人の監査報告書 (2)資金収支計算書(収入の部) (3)資金収支計算書(支出の部) (4)消費収支 (5)貸借対照表
(9)学校評価	(1)学校関係者評価報告書(2)自己点検・評価報告書
(10)国際連携の状況	特になし
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL <http://www.9be.jp>

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科 トップスタイリストコース) 令和5年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規・制度	美容の仕事をする社会人として必要とされる法制度と行政制度に関する知識を理解し、その事を通じて専門職業人(美容師)としての社会常識を学ぶ。	2	30	1	○			○			○	
○			衛生管理	美容業では不特定多数の人の皮膚や毛髪に直接触れ、刃物や薬剤などを用いるので、公衆衛生の維持と増進への責務の大切さを理解する。	1.2	90	3	○			○		○		
○			保健	皮膚や毛髪などを主とする人体の構造や、機能に関する科学的・系統的知識を理解し、美容技術との関連を学ぶ。	1.2	90	3	○			○		○		
○			香粧品化学	香粧品は美容技術を行う上で欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こす恐れがあるものである。その科学的な性質を理解させ、正しく使用するための知識と適正な技術を身に付けさせる。	1.2	60	2	○			○		○		
○			文化論	美容とファッションの変遷流行を学ぶ。時代を読みデザインを起こす為のヒントを身に付ける。	1.2	60	2	○			○		○		
○			運営管理	「接客」「経営戦略・マーケティング」「経営管理」「労務管理」「健康管理」を学び、美容師としてスタートするのに必要な知識と働いていく上での知識を身につける。	2	30	1	○			○		○		
○			美容技術理論	美容の基礎技術の理論を学び、国家試験課題とサロンに必要な基礎理論を学ぶ。新しいヘアスタイルを生み出す応用力を身に付ける。	1.2	150	5	○		○	○		○		
○			美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得させる。基本操作を確実に身に付けるために反復練習させ、これらの基本的操作を適宜組み合わせることでスタイルを完成させる力を身に付ける。美容師国家試験課題のワインディング、オールウェーブセッティング、カットリング等の技術を習得する。施設外では、教育の一環として美容師の適切な指導監督のもと美容行為及び付随する作業を実務実習として学ぶ。	1.2	900	30	○		○	○	○	○	○	○
○			カラー	毛髪科学、ヘアカラー理論を学び、基本塗布技術を学ぶ。パーマンヘア、リタッチのテクニック等の正確な施術を学ぶ。	1	60	2	○		○	○		○		○
○			トップスタイリスト	カット技術の基本ワンレングス、グラデーション、レイヤーの切り方を学ぶ。カット技法を組み合わせることでトレンドスタイルの習得をする。カットコンテスト作品制作を目標とする。	1.2	210	7	○		○	○		○		○
○			美容総合技術	国家試験課題・衛生について理解する。美容技術理論の学習状況に配慮し、より専門的な技術を施設内で習得する。美容サロンの業務について、現場経験者の体験をもとに具体的・実践的に学ぶことにより、職業意識を高める。	1.2	330	11	○		○	○		○	○	○
合計			11 科目		2,010単位時間(67 単位)			

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
学則で定める必要な時間数を履修していること。 教科科目の区分ごとに、その教科科目の3分の2以上(実習を伴う教科科目は5分の4)以上出席していること。 教科科目の区分ごとの試験が必修科目60点以上、選択必修科目60点以上であること。	1学年の学期区分	3期
	1学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科 メイクネイルコース) 令和5年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規・制度	美容の仕事をする社会人として必要とされる法制度と行政制度に関する知識を理解し、その事を通じて専門職業人（美容師）としての社会常識を学ぶ。	2	30	1	○			○			○	
○			衛生管理	美容業では不特定多数の人の皮膚や毛髪に直接触れ、刃物や薬剤などを用いるので、公衆衛生の維持と増進への責務の大切さを理解する。	1.2	90	3	○			○		○		
○			美容保健	皮膚や毛髪などを主とする人体の構造や、機能に関する科学的・系統的知識を理解し、美容技術との関連を学ぶ。	1.2	90	3	○			○		○		
○			化粧品化学	化粧品は美容技術を行う上で欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こす恐れがあるものである。その科学的な性質を理解させ、正しく使用するための知識と適正な技術を身に付けさせる。	1.2	60	2	○			○		○		
○			文化論	美容とファッションの変遷流行を学ぶ。時代を読みデザインを起こす為のヒントを身に付ける。	1.2	60	2	○			○		○		
○			美容運営管理	「接客」「経営戦略・マーケティング」「経営管理」「労務管理」「健康管理」を学び、美容師としてスタートするのに必要な知識と働いていく上での知識を身に付ける。	1	30	1	○			○		○		
○			美容技術理論	美容の基礎技術の理論を学び、国家試験課題とサロンに必要な基礎理論を学ぶ。新しいヘアスタイルを生み出す応用力を身に付ける。	1.2	150	5	○		○	○		○		
○			美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得させる。基本操作を確実に身に付けるために反復練習させ、これらの基本的操作を適宜組み合わせることでスタイルを完成させる力を身に付ける。美容師国家試験課題のワインディング、オールウェーブセッティング、カッティング等の技術を習得する。施設外では、教育の一環として美容師の適切な指導監督のもと美容行為及び付随する作業を実務実習として学ぶ。	1.2	900	30	○		○	○	○	○		○
○			カラー	毛髪科学、ヘアカラー理論を学び、基本塗布技術を学ぶ。パーマンヘア、リタッチのテクニック等の正確な施術を学ぶ。	1	60	2	○		○	○		○		○
○			メイク・ネイル	化粧品の基礎知識・道具の使い方を学ぶ。モデルの骨格分析、肌色に合わせてメイクができるようになる。ネイルケア、ネイルカラー、ネイルアート、ジェルネイルの基礎から応用までを学ぶ。	1.2	210	7	○		○	○		○		○
○			美容総合技術	国家試験課題・衛生について理解する。美容技術理論の学習状況に配慮し、より専門的な技術を施設内で習得する。美容サロンの業務について、現場経験者の体験をもとに具体的・実践的に学ぶことにより、職業意識を高める。	1.2	330	11	○		○	○		○	○	○
合計				11 科目		2,010単位時間			(67 単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
学則で定める必要な時間数を履修していること。 教科科目の区分ごとに、その教科科目の3分の2以上（実習を伴う教科科目は5分の4）以上出席していること。 教科科目の区分ごとの試験が必修科目60点以上、選択必修科目60点以上であること。	1学年の学期区分	3期
	1学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科 プライダルスタイリストコース) 令和5年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規・制度	美容の仕事をする社会人として必要とされる法制度と行政制度に関する知識を理解し、その事を通じて専門職業人(美容師)としての社会常識を学ぶ。	2	30	1	○			○			○	
○			衛生管理	美容業では不特定多数の人の皮膚や毛髪に直接触れ、刃物や薬剤などを用いるので、公衆衛生の維持と増進への責務の大切さを理解する。	1.2	90	3	○			○		○		
○			美容保健	皮膚や毛髪などを主とする人体の構造や、機能に関する科学的・系統的知識を理解し、美容技術との関連を学ぶ。	1.2	90	3	○			○		○		
○			香粧品化学	香粧品は美容技術を行う上で欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こす恐れがあるものである。その科学的な性質を理解させ、正しく使用するための知識と適正な技術を身に付けさせる。	1.2	60	2	○			○		○		
○			文化論	美容とファッションの変遷流行を学ぶ。時代を読みデザインを起こすためのヒントを身に付ける。	1.2	60	2	○			○		○		
○			美容運営管理	「接客」「経営戦略・マーケティング」「経営管理」「労務管理」「健康管理」を学び、美容師としてスタートするのに必要な知識と働いていく上での知識を身に付ける。	1	30	1	○			○		○		
○			美容技術理論	美容の基礎技術の理論を学び、国家試験課題とサロンで必要な基礎理論を学ぶ。新しいヘアスタイルを生み出す応用力を身に付ける。	1.2	150	5	○		○	○		○		
○			美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得させる。基本操作を確実に身に付けるために反復練習させ、これらの基本的操作を適宜組み合わせるスタイルを完成させる力を身に付ける。美容師国家試験課題のワインディング、オールウェーブセッティング、カッティング等の技術を習得する。施設外では、教育の一環として美容師の適切な指導監督のもと美容行為及び付随する作業を実務実習として学ぶ。	1.2	900	30	○		○	○	○	○	○	○
○			カラー	毛髪科学、ヘアカラー理論を学び、基本塗布技術を学ぶ。パーマンヘア、リタッチのテクニック等の正確な施術を学ぶ。	1	60	2	○		○	○		○		○
○			プライダル	プライダルの基礎、挙式別のセレモニーレセプションを学ぶ。プライダルヘアアレンジ、プライダルドレスフィッティング、プライダルメイク、などの実習を行う。浴衣や留袖、振袖などの着付けの基礎から応用まで身につける。	1.2	210	7	○		○	○		○		○
○			美容総合技術	国家試験課題・衛生について理解する。美容技術理論の学習状況に配慮し、より専門的な技術を施設内で習得する。美容サロンの業務について、現場経験者の体験をもとに具体的・実践的に学ぶことにより、職業意識を高める。	1.2	330	11	○		○	○		○	○	○
合計				11 科目				2,010単位時間(67 単位)				

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
学則で定める必要な時間数を履修していること。 教科科目の区分ごとに、その教科科目の3分の2以上(実習を伴う教科科目は5分の4)以上出席していること。 教科科目の区分ごとの試験が必修科目60点以上、選択必修科目60点以上であること。		1学年の学期区分	3期
		1学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科 アイラッシュデザイナーコース) 令和5年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規・制度	美容の仕事をする社会人として必要とされる法制度と行政制度に関する知識を理解し、その事を通じて専門職業人(美容師)としての社会常識を学ぶ。	2	30	1	○			○			○	
○			衛生管理	美容業では不特定多数の人の皮膚や毛髪に直接触れ、刃物や薬剤などを用いるので、公衆衛生の維持と増進への責務の大切さを理解する。	1.2	90	3	○			○		○		
○			保健	皮膚や毛髪などを主とする人体の構造や、機能に関する科学的・系統的知識を理解し、美容技術との関連を学ぶ。	1.2	90	3	○			○		○		
○			香粧品化学	香粧品は美容技術を行う上で欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こす恐れがあるものである。その科学的な性質を理解させ、正しく使用するための知識と適正な技術を身に着させる。	1.2	60	2	○			○		○		
○			文化論	美容とファッションの変遷流行を学ぶ。時代を読みデザインを起こす為のヒントを身に付ける。	1.2	60	2	○			○		○		
○			運営管理	「接客」「経営戦略・マーケティング」「経営管理」「労務管理」「健康管理」を学び、美容師としてスタートするのに必要な知識と働いていく上での知識を身につける。	1	30	1	○			○		○		
○			技術理論	美容の基礎技術の理論を学び、国家試験課題とサロンに必要な基礎理論を学ぶ。新しいヘアスタイルを生み出す応用力を身に付ける。	1.2	150	5	○		○	○		○		
○			美容実習	美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得させる。基本操作を確実に身に着けるために反復練習させ、これらの基本的操作を適宜組み合わせることでスタイルを完成させる力を身に付ける。美容師国家試験課題のワインディング、オールウェーブセッティング、カットニング等の技術を習得する。施設外では、教育の一環として美容師の適切な指導監督のもと美容行為及び付随する作業を実務実習として学ぶ。	1.2	900	30	○		○	○	○	○	○	○
○			カラー	毛髪科学、ヘアカラー理論を学び、基本塗布技術を学ぶ。パーマンヘア、リタッチのテクニック等の正確な施術を学ぶ。	1.2	60	2	○		○	○		○		○
○			アイラッシュ・ポディージュエリー	まつげや目の構造をはじめ、まつ毛に対する様々な知識、安全な技術、衛生管理などの知識を身に着ける。まつ毛エクステンションにおける注意をしっかりと学ぶ。	2	210	7	○		○	○		○		○
○			美容総合技術	国家試験課題・衛生について理解する。美容技術理論の学習状況に配慮し、より専門的な技術を施設内で習得すること。美容サロンの業務について、現場経験者の体験をもとに具体的・実践的に学ぶことにより、職業意識を高める。	1.2	330	11	○		○	○		○	○	○
合計					11	科目	2,010単位時間(67 単位)			

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
学則で定める必要な時間数を履修していること。	1 学年の学期区分	3期
教科科目の区分ごとに、その教科科目の3分の2以上(実習を伴う教科科目は5分の4)以上出席していること。		
教科科目の区分ごとの試験が必修科目60点以上、選択必修科目60点以上であること。	1 学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。